

「(仮称)千歳市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」(概要)

【策定経過】

全国的に、太陽光発電設備の設置に伴う防災、自然環境、景観及び生活環境への影響や、地域住民との関係に課題が生じていることを踏まえ、本市においても、事業者の太陽光発電設備の適正な導入を促すため、環境破壊や災害リスクの予防、設置手続きの見える化など、事業者に一定の基準を示すため策定するもの。

【ガイドラインのポイント】

- (1) 地域住民等への説明(地域住民等への理解を得るために調査や説明会を行うもの)
 - ・事前相談の時点で地域住民等への聞き取り調査の実施
 - ・事業計画の概要が明らかとなった段階での住民説明会等の開催及び市への報告
 - ・地域住民等からの意見・要望への適切な対応
- (2) 事前協議の実施及び事業の公表(事業の見える化や災害リスクの予防などを図るもの)
 - ・事業計画、住民説明会等の実施状況、関係法令の状況、撤去費用の積立計画等の提出による事前協議の実施
 - ・事前協議確認後における事業者名、事業内容等の公表
- (3) 事業開始後の適切な維持管理・撤去等
 - ・設置後における維持管理及び災害時の対応、事業終了時の撤去・原状回復について明確化

【施行日】

令和9年1月1日

【ガイドラインの主な内容(抜粋)】

1. 目的(第1条)

資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」を補完するものとして、事業者が地域住民等の理解のもと適切に設置・管理し、自然環境との調和が図られた事業とする。

2. 適用対象・区域(第3条・第4条)

- (1) 対象区域: 市内全域
- (2) 対象規模: 出力10kw以上の太陽光発電設備
(建築物の屋根、壁面及び屋上に設置するものや、事業所等に併設され、主として自己消費を目的とするものを除く)

3. 法令等に基づく手続き等(第5条)

- (1) 市関係部局・関係行政機関との事前相談及び協議、必要な手続きの実施
- (2) 設置に適合でないエリアを設定(事業者に対し抜本的見直しを検討)

4. 市の責務(第6条)

ガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるための必要な措置を講ずる。

5. 事業者の責務（第7条）

- （1）法令及びガイドライン遵守、災害防止、環境・景観の保全、市民の安全・安心への十分な配慮
- （2）事故等の防止に必要な安全対策及び事故等が発生した場合の対応体制の整備
- （3）環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づく周辺環境及び景観との調和の十分な配慮

6. 住民説明会等の開催（第9条）

太陽光発電設備設置事業において、地域住民等への住民説明会等に関する事項を定めたものであり、住民説明会等の実施時期、方法、報告書の内容、地域住民等からの質問や要望への対応方針及び計画変更時の追加説明について明記

「早期の情報把握 → 事業計画の説明 → 必要に応じた追加説明」

- （1）事前相談の時点で地域住民等への聞き取り調査の実施及び聞き取り状況報告書の提出
- （2）事業計画概要が明らかになった段階で住民説明会等の実施及び報告書の提出
- （3）地域住民等からの意見・要望への適切な対応 など

7. 事前協議（第10条）

事業者が工事着手前に、市へ事業計画、住民説明会等の実施状況、関係法令の状況、撤去費用の積立計画等を提出し、市との事前確認・協議について明記

事前協議申出書 事業計画書 地域住民等説明会報告書

太陽光発電設備の解体・撤去・原状回復費用に関する積立計画書

太陽光発電事業に係る関係法令手続き状況報告書

8. 事業の公表（第11条）

事前協議の確認後、地域住民等が事業の概要を把握できるよう、情報の透明性を確保するもの。

事業者名 事業区域所在地 発電出力 工事着手予定時期 事業内容 ほか

9. 事業実施に当たり遵守すべき事項と設置後の適切な維持管理（第8条・第14条）

事業を行う際は、災害防止、環境保全、景観維持、市民の安全・安心の確保の観点から、工事期間中及び設置後における適切な維持管理を行うこと、また、設備故障等の異常が発生した場合における必要な措置について明記

【事業実施に当たり遵守すべき事項（第8条）】

- （1）防災及び安全への配慮
- （2）生活環境への配慮
- （3）景観への配慮
- （4）自然環境への配慮

【設置後の適切な維持管理（第14条）】

- （1）地域住民との良好な関係の維持
- （2）事業区域内の定期的な点検及び保守管理
- （3）災害発生後の速やかな対応

10. 太陽光発電事業の撤去費用・変更・廃止（第15条）

撤去費用について、事業計画段階で積立計画を作成・提出し、事業終了時の撤去・適正処理・原状回復について事業者の責任を明確化

- （1）積立計画に基づく撤去費用の適切な確保
- （2）事業の変更・廃止する場合の事業所の責任による撤去等適切な処理及び市への届出 など